

ID: 3023

担当部署: 商工観光課

<b>処分の概要</b>	定款の変更の認可		
<b>法令名 根拠条項</b>	商工会法 第44条第2項(第48条第5項において準用する場合を含む。)		
<b>法令番号</b>	昭和35年法律第89号		
<b>【基準】</b>	<p>法第44条の規定による。 (総会の決議)</p> <p>第44条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 規約の設定、変更又は廃止</p> <p>(3) 事業計画及び収支予算の決定又は変更</p> <p>(4) その他定款で定める事項</p> <p>2 会長は、総会において定款の変更の決議があつたときは、遅滞なく、申請書に変更の理由その他経済産業省令で定める事項を記載した書面を添附して、経済産業大臣に定款の変更の認可を申請しなければならない。</p> <p>3 定款の変更は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>4 第23条第2項及び第3項並びに第24条の規定は、第2項の認可について準用する。</p>		
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月30日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日